

接続約款変更届出書

東相制第 21-00015 号

2021 年 6 月 2 日

総務大臣  
武田 良太 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちょうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

いのうえ ふくぞう

代表取締役社長 井上 福造

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第7項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	届出後、速やかに実施します。
------	----------------

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

別表2 接続形態  
1 適用

別表2 接続形態  
1 適用

区分	内容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 表の適用	<p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ DSL回線との接続形態は2-1表に、DSL回線以外との接続形態は2-2表に規定します。この場合において、2-2表の発信事業者欄又は着信事業者欄に規定する当社又は協定事業者と、2-1表(「着信事業者」とあるのは「発信事業者」と、「発信事業者」とあるのは「着信事業者」と読み替える場合があります。)の着信事業者欄に規定する当社又は協定事業者が同一である場合は、2-2表に規定する接続形態は、2-1表の着信事業者欄に規定する当社又は協定事業者に接続することがあります。なお、2-1表と2-2表を組み合わせ適用する場合において、2-2表に規定する接続形態は、当社を含まない接続形態に接続することがあります。</p> <p>ウ～ク (略)</p> <p>ケ 2-2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合は、2-2表に規定する接続形態は、2-2表に規定するその他の接続形態の発信事業者欄に規定する協定事業者に接続することがあります。なお、2-2表同士を組み合わせ適用する場合において、2-2表に規定する接続形態は、当社を含まない接続形態に接続することがあります。</p>

区分	内容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 表の適用	<p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ DSL回線との接続形態は2-1表に、2-1表及び2-3表以外の接続形態は2-2表に、第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合の接続形態は2-3表に規定します。この場合において、2-2表の発信事業者欄又は着信事業者欄に規定する当社又は協定事業者と、2-1表(「着信事業者」とあるのは「発信事業者」と、「発信事業者」とあるのは「着信事業者」と読み替える場合があります。)の着信事業者欄に規定する当社又は協定事業者が同一である場合は、2-2表に規定する接続形態は、2-1表の着信事業者欄に規定する当社又は協定事業者に接続することがあります。なお、2-1表と2-2表を組み合わせ適用する場合において、2-2表に規定する接続形態は、当社を含まない接続形態に接続することがあります。</p> <p>ウ～ク (略)</p> <p>ケ 2-2表又は2-3表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合は、2-2表又は2-3表に規定する接続形態は、2-2表又は2-3表に規定するその他の接続形態の発信事業者欄に規定する協定事業者に接続することがあります。なお、2-2表又は2-3表に規定する接続形態は、当社を含まない接続形態と組み合わせ適用することがあります。</p> <p>コ 2表に規定する利用者料金設定事業者若しくは2-3表に規定する発信事業者欄、着信事業者欄、利用者料金設定事業者欄、利用者料金請求事業者欄又は網使用料支払事業者欄において「協定事業者」と記述がある場合には、当社以外の全ての事業者に適用できるものとします。</p> <p>サ 第1欄及び本欄アの規定にかかわらず、2-3表に規定する接続形態及びIP音声接続に係る接続形態であって発信事業者及び着信事業者が協定事業者となる接続形態は、当社又は特定端末系事業者の中間配線盤を経由する場合があります。</p>

2 利用者料金設定、請求事業者等

2-1 (略)

2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等  
(略)

2 利用者料金設定、請求事業者等

2-1 (略)

2-2 2-1表及び2-3表以外の接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等  
(略)

2-3 IP音声接続に係る接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

N O 一	第1表		第2表(参考)		第3表	第4表	備考欄
	発信事業者	着信事業者	番号	利用者料金 設定事業者	利用者料金 請求事業者	網使用料支払 事業者	
1	当社	協定事業者	A 1	当社	当社	二	
2	当社	協定事業者	Q 1	協定事業者	協定事業者	協定事業者	
3	協定事業者	当社	A 1	当社	当社	二	
4	協定事業者	当社	Q 1	協定事業者	協定事業者	協定事業者	

附 則 (令和3年6月2日東相制第21-00015号)

この改正規定は、届出後、速やかに実施し、令和3年4月1日に遡及して適用します。